



# 草加市教育大綱

令和2年度～  
令和5年度

— 目 次 —

草加市教育大綱

基本理念	生きる力を共に教え育てる草加の教育・・・・・・・・・・	1
基本構成Ⅰ	自ら学び、心豊かに、たくましく生きる「草加っ子」の育成・・	2
基本構成Ⅱ	学びを通して生きる力を育む生涯学習社会の推進・・・・・・・・	4
基本構成Ⅲ	人権を尊重し合う教育の推進・・・・・・・・・・	5

生きる力を共に教え育てる草加の教育



## 基本理念

# 生きる力を共に教え育てる 草加の教育

学校・家庭・地域が、互いに信頼し、絆を深め、連携・協働して支え合い、「生きる力を共に教え育てる草加の教育」を基本理念とします。

## 基本構成 I

# 自ら学び、心豊かに、たくましく 生きる「草加っ子」の育成

### 基本目標 1 目指す「草加っ子」(15歳の姿)を育む幼保小中を一貫した教育の推進

知(自ら学び)・徳(心豊かに)・体(たくましく)のバランスのとれた目指す「草加っ子」(15歳の姿)の実現に向け、園・学校・家庭・地域が一層の連携の下に、0歳から15歳までの子どもの育ちを見通した教育課程の編成などを通じて、幼保小中を一貫した教育に取り組みます。

児童生徒の基礎・基本の徹底を図るとともに、学力の向上につながる、知識及び技能・思考力、判断力、表現力等・学びに向かう力、人間性等の向上を支援するため、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)を推進します。また、児童生徒が読書に親しむ環境の充実を引き続き図ります。

道徳教育、環境教育、音楽教育、読書活動等を通じて、社会生活の決まりや人との関わり方、基本的モラルを習得した心豊かな児童生徒の育成を目指します。また、いじめや不登校などの学校生活の諸問題に対して、誰でも気軽に相談できる柔軟な体制の充実を図ります。

明るく豊かで活力のある生活が営めるよう、運動に親しみ、生活習慣を改善し、日常的に運動する児童生徒を育成します。また、健やかな体づくりのため、地産地消による学校給食、食育、学校保健の充実を図ります。

障がいの有無や家庭環境にかかわらず、全員が等しく教育を受けられるよう、一人ひとりのニーズに応じ、関係機関と連携した支援の充実を図ります。

質の高い教育活動を行うため、教職員への研修等の充実を図り、指導力の向上を目指します。

併せて、取り組むべき教育課題に対応した研究を推進し、市内各校へその成果と効果的な方策を広げます。

- ◇施策1-1 子ども教育の連携の推進
- ◇施策1-2 自ら学ぶ「草加っ子」の育成
- ◇施策1-3 心豊かな「草加っ子」の育成
- ◇施策1-4 たくましく生きる「草加っ子」の育成
- ◇施策1-5 多様なニーズに対応した教育と支援の充実
- ◇施策1-6 「草加っ子」の学びを支える指導力の向上

## 基本目標 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

0歳から15歳までの全ての子どもに、これからの時代を生き抜く力や、地域への愛着と誇りを育むため、地域住民や保護者等が学校運営に参画することを通じて、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの成長を支える上での目標や課題を共有し、地域とともにある学校づくりを推進します。

親が親として育ち、親としての力を付けるための学習機会の提供など、子どもたちの「生きる力」の基礎となり、教育の出発点であり重要な役割を担っている家庭教育への支援を更に推進します。

◇施策2-1 地域とともにある学校づくりの推進

◇施策2-2 家庭教育への支援



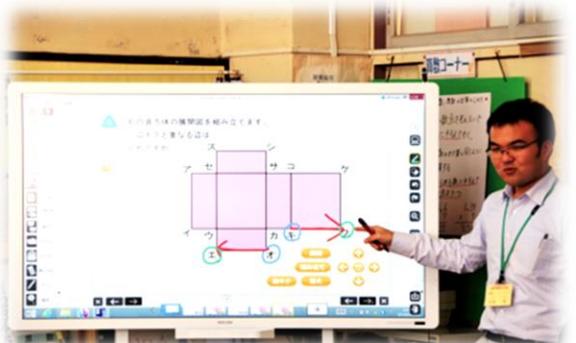
## 基本目標 3 教育環境の整備・充実

「草加市公共施設等総合管理計画」「草加市学校施設整備基本方針」「長寿命化計画」等に基づき、計画的に学校教育施設の改修や長寿命化を進め、安全で安心して学習できる教育環境を整備していきます。

教材・備品の整備・充実とともに、教育の情報化に対応した学習環境の整備・充実を図り、児童生徒のコミュニケーション能力、課題解決能力、情報活用能力を育成し、情報モラルの向上のため、ICTを活用した効果的な教育活動に取り組みます。

◇施策3-1 安全安心な学校教育施設の整備・充実

◇施策3-2 学習環境の整備・充実



## 基本構成 Ⅱ

# 学びを通して生きる力を育む 生涯学習社会の推進

### 基本目標 4 学びの成果が発揮される生涯学習の推進

市民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習情報や様々な手法による学習機会を提供するとともに、習得した技能や知識を地域づくりに還元していくことを、他施策との連携を図る中で目指します。

公民館・文化センターなどの施設については、新たに策定する長寿命化計画を踏まえ、大規模改修などの長寿命化対策に取り組むとともに、地域の生涯学習活動の拠点として、地域資源としての、大学、NPO法人、サークルや団体などの学習資源を活用し、市民の学習機会の充実に向けた取組を進めます。

「草加市文化財保護指針」に基づき、本市の文化財の保護のほか、「おくのほそ道の風景地草加松原」については、周辺環境に配慮しながら、その保存・活用を図り、後世に継承していくとともに、文化財への理解を深めるための取組を進めます。

図書館サービスでは、学校・家庭・地域において、市民が読書に親しむ環境を充実させるとともに、ブックリストの配置など読書活動に関する啓発・広報を推進します。

中央図書館と公民館図書室や小学校を活用した地域開放型図書室等を結ぶ図書館ネットワーク、他の公立図書館との相互貸借、獨協大学図書館との連携、電子書籍貸出など既存のサービスの利用方法を広く周知し、市民が読書に親しむ機会を増やしていきます。

- ◇施策 4-1 生涯を通じた多様な学習機会の充実
- ◇施策 4-2 公民館・文化センターの整備と生涯学習環境の充実
- ◇施策 4-3 文化遺産の発掘・保存・活用の計画的、継続的な取組の推進
- ◇施策 4-4 読書活動を支える図書館サービスの充実



## 基本構成 Ⅲ

# 人権を尊重し合う教育の推進

### 基本目標 5 人権教育の推進

学校教育では、人権が尊重される教育の場としての学校・学級において、人権を大切にしようとする教育を推進し、子どもの人権擁護の視点に立ち、基本的人権を尊重する意識の醸成・定着・高揚に努めます。

社会教育では、より多くの市民が人権について考え、より身近なものとしてとらえることができるよう、学習機会の充実に努め、全ての人が相互に存在を認め合い、尊重し合う平和な社会の実現を目指します。

◇施策 5 - 1 学校人権教育の推進

◇施策 5 - 2 社会人権教育の推進





## 草加市教育大綱（令和2年度～5年度）

---

発行 | 草加市

〒340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1

TEL:048-922-0749（直通）

編集 | 総合政策部 総合政策課

作成 | 令和2年(2020年)3月